

◎行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法

律

(平成二五年五月三一日法律第二七号)

一、提案理由(平成二五年三月二七日・衆議院内閣委員会)

○甘利国務大臣 このたび、政府から提出をした行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請等の手続を行い、またはこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽

減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるものであります。

次に、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特定の個人を識別するための個人番号について定めております。

市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、住民票コードを交換して得られる個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知するものとしております。

このほか、個人番号を利用することができる者及びその利用範囲を定めております。

第二に、市町村長は、住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者の氏名、住所、個人番号等が記載された個人番号カードを交付するものとしております。

第三に、個人番号を利用して事務を処理する者の求めに応じ、情報提供ネットワークシステムを使用して、個人番号をその内容に含む個人情報たる特定個人情報を提供する場合など、一定の場合を除き、特定個人情報の提供を制限することとしております。

第四に、内閣府に、特定個人情報の適正な取り扱いの確保に

必要な指導及び助言等を行う特定個人情報保護委員会を設置することとし、その組織、業務等を定めることとしております。

第五に、国税庁長官は、法人等に対して法人番号を指定するものとし、行政機関の長等は、他の行政機関の長等に対して法人番号を通知することにより、法人等に関する情報の提供を求めることとしております。

そのほか、個人番号利用事務に従事していた者が、その業務に関して取り扱った個人の秘密事項が記録されたファイルを、正当な理由なく提供した場合等について、罰則を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

……(略)……

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二五年五月九日)

○平井たくや君、ただいま議題となりました四法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案は、行政機関、地方公共団体その他の行

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

政事務を処理する者が、個人番号等の有する特定の個人等を識

別する機能を活用し、並びに情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、個人番号の指定及び通知並びに利用範囲等について定めるものであります。

第二に、個人番号カードの交付について定めるものであります。

第三に、個人番号をその内容に含む個人情報の保護について定めるものであります。

第四に、特定個人情報保護委員会の設置等について定めるものであります。

第五に、法人番号の指定及び通知等について定めるものであります。

……(略)……

以上の四法律案は、去る三月二十二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

た。

本委員会においては、同月二十七日、甘利国務大臣、山本國務大臣及び新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入りました。四月五日には参考人から意見を聴取し、同月十一日には総務委員会、財務金融委員会、厚生労働委員会との連合審査会を行いました。

同月二十四日、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の五党派共同提案により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対し、この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを明記すること、この法律の基本理念として、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを明記すること、特定個人情報提供をできる場合を追加すること、政府は、給付つき税額控除の施策の導入を検討する場合には、給付つき税額控除の施策に関する事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする内容を内容とする修正案が、内閣法等の一部を改正する法律案に対し、内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長とするとともに、本部長は、関係行政機関の長等に対する資料の提出等の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせること

ができること、本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができること等を内容とする修正案がそれぞれ提出され、両修正案の趣旨の説明を聴取し、次いで、各案及び両修正案を一括して質疑を行いました。

同月二十六日、安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、内閣法等の一部を改正する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。最後に、地方公共団体情報システム機構法案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案及び内閣法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二五年四月二四日)

○後藤(祐)委員 たいだいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

第一に、この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを追加することとしております。

第二に、この法律の基本理念として、政府原案では「行政運営の効率化を図り、もって国民の利便性の向上に資すること。」となっていたものを、「国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。」と修正することとしております。

第三に、国税庁長官が都道府県知事もしくは市町村長にまたは都道府県知事もしくは市町村長が国税庁長官もしくは他の都道府県知事もしくは市町村長に、政令で定める国税に関する法律の規定により国税または地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているときは、当該

特定個人情報を提供することができることとしております。

第四に、政府は、給付つき税額控除の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとするとしております。

……………(略)……………

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二五年四月二六日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 政府は、個人番号及び法人番号の運用に当たっては、その業務に従事する者のモラルの維持・向上、法令の遵守を図りつつ人材育成を行い、もって個人情報の保護に万全の体制を構築すること。

二 政府は、特定個人情報の保護の一層の強化に資するよう、特定個人情報を取り扱う公務に従事する者又は従事していた者の守秘義務の厳罰化などの必要な措置の検討を行うこと。

三 政府は、社会保障・税番号制度システムの開発について、

効率的かつ効果的なIT投資に資するよう、現在の制度及び仕事のやり方の改善を前提に、費用対効果を検証した上で予算案等を策定すること。また、今後の制度に関する見直し等の可能性を考慮して行うよう努めなければならないこと。その際、システム全体を統括する内閣情報通信政策監を十分活用すること。

四 政府は、本法の施行後も引き続き、教育活動、広報活動その他の活動を通じて個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるとともに、利用範囲に関する検討を進めるに当たって、そのメリット等について国民に分かりやすく積極的に情報提供を行うこと。

三、参議院内閣委員長報告(平成二五年五月二四日)

○相原久美子君 たいいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案は、行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合し、同一の者に係るものであるかどうかを確認

することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用等ができるようにするとともに、行政運営の効率化等を図り、かつ、申請等の手続の簡素化による負担の軽減等、国民が利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、目的規定及び基本理念への行政運営の効率化等を図ること等の明記、特定個人情報を提供することができるとした場合の追加等の修正が行われております。

……………(略)……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣の出席を求めるとともに、甘利国務大臣、山本國務大臣及び修正案提出者等に対して質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、番号制度の意義、特定個人情報保護の確保、災害時における個人番号の活用、内閣情報通信政策監の権限等ではありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決を行った結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案及び内閣法等の一部を改正する法律案に

対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月二三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、社会保障・税番号制度に係るシステムの開発・整備に当たっては、内閣情報通信政策監の意見を十分に考慮し、現行制度及び業務の改善を前提に費用対効果を検証した上で、国民にとって最適な便益が確保されるよう予算案等を策定すること。その際、今後の制度見直し等の可能性も考慮すること。

二、個人番号及び法人番号を扱う業務に従事する者のICT知識とモラルの向上、法令遵守の徹底を図るため、研修の実施等、継続的な人材育成に必要な措置を講ずることにより、個人情報保護に万全の体制を構築すること。また、特定個人情報を取り扱う公務に従事する者又は従事していた者について、守秘義務の厳罰化等の措置を検討すること。

三、特定個人情報保護委員会がその権限と機能を十全に行使用することができるよう、情報システムや個人情報保護に関する高い識見を有する人材の確保や、十分な人員体制の確保等、

事務局機能の充実を含めた体制を確保すること。

四、情報提供等記録開示システムの設置及び運用に当たっては、当該システムがインターネット上に構築されることを踏まえ、国民の利便性に考慮しつつ、より高度な認証システムを採用することなど、安全性と信頼性確保のために万全の対策を講ずること。

五、社会保障・税番号制度に係る地方公共団体のシステム整備について、地方公共団体の財政負担及び当該システム整備に従事する職員の業務負担を軽減するため、地方公共団体からの意見を十分に考慮し、必要な措置を検討すること。

六、本法の施行後も継続的に、教育活動、広報活動その他の活動を通じて個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解と信頼を深めるよう努めること。

七、利用範囲を民間利用に広げることを検討する際は、国民からの意見に耳を傾けるとともに、民間分野の公益性等を十分評価すること。また、そのメリット等について国民に分かりやすく積極的に情報を提供すること。

右決議する。